

F-CSNET通信かわら版

令和7年10月号

内部不正とは、組織が保有する技術情報や顧客情報などの機密情報を無断で持ち出したり、第三者 に提供したり、不特定多数が閲覧できる場所で公開したり、情報を改ざんするなどの行為を指します。 組織の内部関係者によるこうした不正行為は、**社会的信用の失墜、損害賠償、業務停滞**などを招くお それがあり、その影響は甚大です。

人が不正行為を働くのは、「**機会**| 「**動機・プレッシャー**| 「**正当化**| の三要素が揃った時であると する「**不正のトライアングル**|という考え方があります。(アメリカの犯罪学者ドナルド・R・クレッシー)



組織のセキュリティ環境を強化することで このうちの「機会」の要素は排除・抑制でき<mark>ます。</mark>



IT技術や物理的な環境、組織ルールの不備 など、不正行為を可能または容易にする環境



動機・プレッシャ

処遇への不満やプレッシャー、業務量、 ノルマなど、不正行為に至るきっかけ

正当化

都合のよい解釈や他人への責任転嫁など、 自分勝手な理由づけや倫理観の欠如



IPA (独立行政法人情報処理推進機構)は、内部不正防止の基本 5 原則を示しています。 下記原則を参考にし、組織の実態に応じて対策を検討しましょう。

□犯行を難しくする(やりにくくする)

:対策を強化することで犯罪行為を難しくする

(例) アクセス権管理

□捕まるリスクを高める(やると見つかる)

:管理や監視を強化することで捕まるリスクを高める (例) ログの管理

□犯行の見返りを減らす (割に合わない)

:標的を隠す、排除する、利益を得にくくする

(例)情報の持ち出し困難化

□犯行の誘因を減らす(その気にさせない):犯罪を行う気持ちにさせない

(例) 職場環境の整備

□犯罪の弁明をさせない(言い訳させない):自らの行為を正当化する理由を排除する

(例) ルール化と周知徹底

【参考】IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)

・「IPA NEWS Vol.64(2023年12月号)」

「組織における内部不正防止ガイドライン」

https://www.ipa.go.jp/about/ipanews/ipanews202312.html https://www.ipa.go.jp/security/guide/insider.html

福岡県警察本部サイバー犯罪対策課では、最新のサイバー犯罪の手口 **や対策などを、ホームページやX(旧Twitter)に掲載していますので** ぜひご覧ください。

万一、被害に遭われた場合は、管轄警察署宛てご一報ください。



